

欧州委員会、EUにおける営業秘密の保護に関する調査研究報告書を公表

2013年10月18日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会は、2013年7月、「域内市場におけるトレード・シークレット及び営業秘密情報に関する調査研究（Study on Trade Secrets and Confidential Business Information in the Internal Market）」と題する2013年4月付の調査研究報告書を公表した。

欧州委員会は既に2012年1月に、全てのEU加盟国における営業秘密の保護に関する法制度を報告書にまとめていた。今回の調査研究は、イノベーション、競争力強化及び経済成長のために営業秘密の果たす役割を調査するため、Baker & McKenzie 法律事務所に対して調査研究を委託したもの。今回の調査研究では、EU加盟国に加えて日本、米国及びスイスの法制度も詳細に検討されたほか、537の企業に対するアンケート調査も実施された。

現在、EUには営業秘密の保護のための統一的な制度は存在しておらず、各加盟国において一定程度の保護がなされているが、保護の方法や内容は加盟国によって異なっている。また、一部の国においては保護内容が極めて限定的であったり、実務上の手続が不明確であったりする問題点も指摘されていた。

本報告書は、EU全域において営業秘密を保護する法的枠組みが不十分であることを指摘し、他国の法制度も参考にしつつEUレベルの統一的な法制度を策定することを提言している。

— 報告書の本文は、以下参照 —

[Study on Trade Secrets and Confidential Business Information in the Internal Market \(PDF\)](#)

— 報告書の日本語仮訳は、以下参照 —

[域内市場におけるトレード・シークレット及び営業秘密情報に関する調査研究 \(PDF\)](#)

— EUの営業秘密保護に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[欧州委員会、各EU加盟国における営業秘密の保護に関する報告書を公表 \(2012年6月14日\) \(PDF\)](#)

(以上)